

同人誌展示即売会等の留意事項

《同人誌関係の皆様へ》

都立産業貿易センターは、商工業及び貿易の振興を図る目的で設置された施設ですが、空き状況によって前記以外の目的でのご利用もいただいております。ご利用にあたっては、公序良俗を害するおそれのないことや「東京都青少年の健全な育成に関する条例」をはじめ法令遵守についてのご理解、ご協力をお願いいたします。

同人誌展示即売会については、18歳未満の青少年が閲覧・購入することが不適当な性描写等を含む展示・販売物が混在しているイベントが多数存在している現状にあります。

このため、いわゆる「18禁」の展示物を含むイベント開催にあたっては、年齢確認の実施とともに、イベントの実情に応じて、ゾーニングまたは18歳未満の入場制限などの措置を講じることにより、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の趣旨を徹底するよう、主催者のご協力をお願いいたします。

《同人誌展示即売会等の催事を主催される皆様へ》

平成20年4月より、施設の利用申請には従来の手続きに加え、次の事項が必要となります。詳細については、プロモーショングループにお問い合わせください。

1. 利用のお申込みには、事前に催事内容について詳細なご説明をお願いします。
2. 利用のお申込みには、「利用計画書」の他に「利用計画補足説明書」の提出が必要です。ご来館の上、プロモーショングループ担当者に催事の概要をご説明ください。
3. 「東京都青少年の健全な育成に関する条例」をはじめ関係法令、注意事項の遵守、青少年対策の確認の後に「利用申請書」と「同意書」の提出をお願いします。
4. 利用承認後に「青少年対策報告書」の提出が必要となります。
5. 会期前、会期中においても遵守事項・注意事項の徹底確認をお願いいたします。

● 催事開催にあたっての遵守事項・注意事項

都立産業貿易センターは、都内の産業・貿易振興、特に中小企業の振興を目的として設置された施設であり、展示室は見本市、展示会、商談会、講習会等の会場として貸出しを行っています。

空室がある場合は、中小企業関係者以外の方々もご利用いただけますが、ご利用にあたっては、公序良俗に反しないこと、当センターの施設設備を損傷しないこと、管理運営上支障をきたさないこと等をお守りください。関係法令(特に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」)を遵守し、また当センターのご利用案内・ご利用規則、注意事項をご理解いただき、違反行為が発生しないよう万全のご配慮をお願いします。

なお、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の遵守のために、各催事において成人向け図書類の展示・販売をされる場合は、各主催者において以下のすべての対策を講じていただく必要があります。

1. 遵守事項

1. 18歳未満禁止の展示物・販売物の表示の徹底。当該図書類はその旨を分かりやすく表示してください。
2. 入場制限またはゾーニングの実施。以下のいずれかの対策を実施してください。
 - (1) 催事全体の18歳未満入場禁止
会場入口に18歳未満立入り禁止である旨の表示・看板を分かりやすく掲げるとともに、身分証明書等により入場希望者の年齢確認を行い、18歳以上であることを確認した上で入場させてください。
 - (2) 18歳未満入場禁止区域の設定によるゾーニング
フロア内に18歳未満入場禁止区域を設けてください。
入口に18歳未満立入り禁止区域である旨の表示・看板を分かりやすく掲示し、身分証明書等による年齢確認の上、入場させてください。
 - (3) 18歳未満禁止の展示物・販売物が少ない場合
18歳未満禁止の展示物・販売物をビニール袋などで個別包装のうえ、区分陳列し、対面方式により、年齢確認を行ったうえで、閲覧・販売を行ってください。

※(1)または(2)が原則です。具体的な実施方法については、センター職員にご相談ください。

3. 展示物・販売物の全点チェックの実施
催事がはじまる前に、必ず出展物を全点チェックし、成人向けの図書等の有無や、当該図書等の表示・包装の方法が適切か確認し、センター職員に報告してください。
4. 主催者スタッフによる巡回
会期中は、主催者のスタッフによる巡回を行い、法令・条例および利用規則にのっとった催事の開催がされているか、十分にチェックいただき、結果をセンター職員に報告してください。
5. 上記対策を実施する旨の出展者への周知徹底
催事において、上記 1.~3.の対策を実施する旨、出展案内やウェブサイト、チラシなどで出展者の方々、来場者の方々へ周知徹底をしてください。また、センター職員にも、あわせて連絡・提出をお願いします。
6. 出展者からの同意書の徴収
主催者の方は、催事において実施される上記 1.~3.の対策について、全出展者より「同意書」を徴収し、催事開催前までに、センター職員に報告してください。(様式は問いません)

2. その他留意事項

1. 展示室・会議室の利用申込みには「利用計画書」とともに「利用計画補足説明書」を提出してください。
2. 「装飾等施行承認申請書」の作成にあたっては、催事会場のレイアウトや装飾について、青少年対策（フロアの入場制限・進入禁止区域設定等）を装飾図面上で示してください。
3. 「催物のあらましと利用内容」「装飾等施行承認申請書」と共に「青少年対策報告書」を提出してください。

3. 注意事項

1. 展示物および来場者への貸与品等の管理についても、法令を遵守してください。
その上で、周囲に危害を及ぼす恐れのある物品を扱う場合には、その取り扱いに十分注意し事故のないように責任を持って管理してください。
2. 遵守事項が守られないと判断した場合は、利用承認後であっても、利用を取り消す場合があります。
また、催事会期中であっても、催事の中止をしていただく場合があります。
3. ご利用にあたっての遵守事項を確認し、「同意書」に署名捺印し利用申請書とともに提出してください。

催事開催にあたっての遵守事項・注意事項は、今後とも、当センターを円滑にご利用いただくために定めたものです。尚、詳細はプロモーショングループにお問い合わせください。

主催者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。